

第1章

プロセスあるいは触媒としての和解

——紛争後社会における和解概念をどうとらえるか——

阿部 利洋

要約：南アフリカの真実和解委員会（TRC）は移行期正義に関する様々な論点を提起したが、なかでも、和解の理念をどのように理解することができるのか、という問いは依然として残されたままである。本論では、まずこれまでに提起されてきた理論的な考察を批判的に検討する。特に注目するのが、熟議民主主義や闘技民主主義からのアプローチである。本論は、ポスト TRC の論争的な状況を理解しようと試みる点で上記のアプローチと出発点を共有しつつ、ルネ・ジラルールの欲望概念を参照することで、当該社会の人々が直面するディレンマを把握しようとする。和解プロジェクトに独特な効果は、元敵対者間の集合的な関係に影響を及ぼす機能として推論されるのである。

キーワード：紛争後社会 真実和解委員会 和解 欲望 触媒アプローチ

はじめに

南アフリカの真実和解委員会（TRC）の活動が終了してから約 10 年が経過した。TRC は移行期正義の分野に大きなインパクトを与え、真実委員会の歴史は「南アフリカ以前、以後」（Freeman [2006: 26]）と規定され、さらに「移行期におかれた国ならどこでも、真実委員会の検討がほとんど義務になっている」（Moon [2008: 24]）と皮肉る論者もいるほどである。

TRC の活動は移行期正義に関する新たな論点をさまざまに提起した。たとえば、元加害者たちへの特赦の是非、公聴会証言を通じた被害者支援の必要性、集合レベルにおいて修復的司法の概念を適用する可能性、などが挙げられる。なかでも、和解の概念をどう理解すべきなのか、という論点は、最も論争的なものである。関連論文では、「依然として統一的な見解はない」と前置きするのが通例となっている（Chapman [2009: 145]; Dancy [2010:

367] ; Hamber and Kelly [2009: 286] ; Nagy [2004: 719] ; Quinn [2009: 183])。それでは、これまでの議論ではどのような見解が出されてきたのか？ 和解を掲げる活動がつねにともなう難点や不可避な性格は何であると考えられているか？

和解の概念が正義のそれと比べてよりあいまいであり、さまざまなニュアンスあるいは解釈をとまなうのは確かである。紛争当事者や研究者のみならず、TRC 委員のあいだですら、いくつもの重要な点に関する合意が得られていない。誰と誰が和解するのか？ 和解の達成を判断する基準をどのように設定できるのか？ 和解の語は、個人あるいは小規模なローカル・コミュニティの文脈に限って用いるべきなのか？ (Van der Merwe [2003: 107-108])

Brandon Hamberは、和解の活動は、キリスト教や人権を含む、いくつものイデオロギーから正当化できるものだという (Hamber [2009: 154])。さまざまな立場から擁護されるものだというのである。とはいえ、TRCの活動を推進し、また擁護する者は、裁判所にあらかじめ与えられているような権限と正当性をあてにすることはできない¹ (Norval [2007: 211-212])。このことは、仮に政府が和解概念に公式の定義を一つ与えたとしても、それが人々に受け入れられると必ずしも期待できない現実を指し示している。一方、和解概念を宗教的な倫理や政治的な妥協²に還元する理解も可能ではあるが、そうした議論

¹ アパルトヘイト時代の南アフリカに特有の状況を考慮すれば、法的な正当性と司法当局の権威それ自体が人々の疑いのまなざしを向けられる対象であることも重要である。「この国では、もう長いこと法は不正のシンボルであった。多くの人々にとって、法廷と警察は不正な法にのっとって活動するものだった。 (...) 司法の権威を弱めることなく、不正な法体系を民主的なそれにかえるにはどうすればよいのか、それが問題だった」 (Krog [2003: 116, 119])。

² 政治的な妥協は政治的な取り引きと言いかえることもできる。この場合、たとえば和解の言説を、別の政治的目的を達成するための「隠れ蓑」や「口実」として掲げ、用いるという政策が該当する。モロッコの真実委員会 (公正和解委員会 Instance Équité et Réconciliation、2004年1月～2005年12月に活動) は、和解をうったえたが、その実態としては、王がその政治的権限を維持するための、部分的なリベラル化の戦略として行われたものだった (Wilcox [2009])。こうした事例に対して、これも和解の取り組みとみなし、たとえば後述の触媒アプローチの議論に取り入れる (サブカテゴリーをもう一つ設ける) か、それとも、和解をかかげてはいるが、和解政策とは異なるもの (和解の名の下で別の語で表現しうる政治的目的を遂行するもの) とみなすべきかで立場が分かれるだろう。和解政策の個々に関して、理念と戦略のいずれに重心がおかれているか、を区別することは難しい。だが、ヘイナーがコンゴ民主共和国 (DRC) の真実和解委員会 (2004年7月—2006年6月に活動) について指摘したように (Hayner [2011: 253])、その名を冠していても、まったく実態のともなっていないケースも認知されており、その場合、むしろ和解政策としてカテゴライズしないほうが、適切に実態を把握することになるのかもしれない。

はさらなる分析をはばむ「解決不可能なミステリーもしくは矛盾する希望³」（Doxtader [2009: xi]）を提示するにすぎない、と批判される。

和解を規定する作業をより難しいものにするのは、その概念が基本的に将来世代をも考慮する必要がある点と、終わりのない現象であるとみなされる点である。紛争当事者の子孫たちが前世代の到達した合意から後退し、武力紛争に後戻りしないことが期待される。ここで、次のような問いが提起されるわけである。紛争当事者間の和解の状態が深化する段階をどのように把握することができるか？ 和解した状態を保証する重要な要素の組み合わせはどういったものか？ 本論では、上記の最初の問いに答える議論を「和解の連続モデル」と呼び、同様に、二番目の問いに答える議論を「和解の結合モデル」と名づける。いずれのモデルも、和解は長期的なプロセスであり、達成するのに時間がかかる、という見方を前提とする点で共通しており、「プロセスとしての和解」という、より広い解釈枠組みのなかに位置づけることができる。

さらに、ポスト TRC 期に認知されるようになった課題を理論的に取り入れようとする視点がある。南アフリカの経験は、異なる人種グループ相互の対他意識や公的機関への信頼が十分に改善されてきていないことを示している。TRC の活動が終了したにもかかわらず、現在の社会状況は、体制転換期に呼び交わされた「レインボウ・ネーション」の理想からはほど遠い（Institute for Justice and Reconciliation [2009]）。ケープタウンに拠点をおく NGO、Institute for Justice and Reconciliation (IJR) によって 2003 年以降毎年行われている意識調査では、「他の人種グループの人々と交流することはない」と回答する割合は初回の 46% からほぼ変化していない。同様に、2003 年に回答者の 38% が「他の人種グループに属する人々は信用できない」と答えた質問に対して、2009 年の結果は 39% である。

そうした（一見すると）否定的なデータは、次に見るような TRC 批判や疑問を生むことになった。長期的な観点から、和解の活動は何をもたらしたのか？（あるいは、もたらす可能性があるのか？）この疑問は、TRC の活動そのものへの懐疑を含むものであり、補償や社会的格差の是正の重要性を強調し、そもそも和解という方向性を政策として選択することに反対し、むしろ TRC のかわりに特別法廷を設置するよう要求する立場へとつながっていく⁴。aversive democracy, agonism, and deliberative democracy といった概念にもとづく議論は、そうした疑問や批判に直面する過程において、和解の政治の特殊性をより明確に把

³ そもそも妥協であるならば、その語が本来射程に収める到達点に達しないことをあらかじめ認知しておきながら、「理想」へ向けての協力や賛同をあおぐことになる。

⁴ TRC と和解の理念に関する批判は、司法の専門家によって、真実委員会と戦犯法廷の両立可能性に関して提起されてもいる。プリシラ・ヘイナーによれば、旧ユーゴ戦犯法廷の検事長は、ボスニア真実委員会の構想に激しく抵抗した。というのも、情報収集および資金獲得、加害者の有責性判定、正統な歴史記述作成といった側面において、真実委員会が法廷の活動を弱めることになりかねない、と懸念されたからである（Hayner [2001: 207-208]）。

握することを目的として提起されてきた。この新たな議論は、ポストTRC期の認識や（一見すると）否定的なデータとして提示されてきた現実を、社会変化に関する重要な参照点であるとする。本論では、こうした「和解の活動が社会をどのように変化させるのか」という出発点から展開する議論を「和解に対する触媒アプローチ」と呼び⁵、さらなる議論の分岐点に位置づける。

第1節 和解の連続モデルと結合モデル

1. 連続モデルのメリットと限界

和解という語に対して対立当事者間の「究極的な調和」や「十分な相互理解」というゴールを想定し、それを擁護するという素朴な見方がさまざまに批判されてきた一方で、主として社会心理学や紛争解決論、平和構築論といった分野の論者たちは、そうしたゴールへ到達するための段階を定式化しようと試みてきた。その議論において中心的な役割を果たすのが、*moral repair; growth of mutual empathy; restructuring, redefinition, and transformation of identity; re-categorization of the we/them grouping* という概念である（Du Bois and Du Bois-Pedain [2008] ; Kelman [2008] ; Kriesberg [2001] ; Nadler and Shnabel [2008] ; Rasmussen [2001] ; Riek et al. [2008] ; Rigby [2001] ; Siani-Davies and Katsikas [2009] ）。

和解の連続モデルに該当する議論はすべて、多かれ少なかれ以下の段階的図式を共有している。（a）当事者のすべてが対話の場の正当性をうけ入れる。（b）参加者は、対話を通じて自己および対立者の認識・イメージを変化させる。（c）合意に到達し、将来にわたる契約・約束事を取り交わされ、その事実が公表される⁶。

⁵ 和解の言説と活動が社会のなかでどういう現実をもたらすのか、という問いを検討する触媒アプローチの姿勢は、構築主義分析ないしは言説分析と呼ばれる社会学的研究——政治的選択、公共の場における意見の表出、歴史の特定の時期において和解という語に関するある特定の意味づけが一般性を獲得していく過程、等を跡づけ整理する——に類似するところがある。構築主義分析は、社会的目標としての和解の達成度や効果を分析するという視点を含む一方で、和解という語自体が正当性を帯びていく過程において、どのような立場の人物・組織が、どのような主張・交渉を行い、どのような意味付与が行われたか、という点に焦点をあてる（Doxtader [2009] ; Moon [2007] ）。

⁶ たとえば John Paul Lederach も同様の方法論を共有している。彼の仮説において重要なのが、「対立当事者が、互いに「人間として」かかわりあうこと」（そのような相互認知に基づいて対話・交渉を開始すること）、「相互に排除しあう悪循環に陥ることなく過去を話し合うやり方をみつけること」、そして「共有できる将来像を具体化すること」である（Lederach [1997: 26-27] ）。

そこで想定される段階のうち、(b)をどう受け止めるか、が連続モデルの議論における理論的なポイントである。どのようなメカニズムによって、相互理解の変化や新たな自己および他者の認識が獲得されるのか？ 激しく対立してきた集団同士から、どのようにしてそうした変化を引き出すことができるのか？

Ronald Fisherは、継続的な対話により、参加者はより多くの情報を得るため、他者に関する単純化された信念やステレオタイプに関する *cognitive dissonance* が誘発されることになる、と主張する。この認知的な不協和を無視することは難しく、結果として対話によって獲得された新たな情報と合致するよう彼らの態度を変更させることになる (Fisher [2001: 31-32])。個人的なアイデンティティの変化は、対話の参加者が「より包括的なレベル (注：における自己規定) に到達し、敵対者をも含めた同じ集団に属していると考えられるようになる」ことでも生じる、と想定されている (Riek et al. [2008: 261])。このような望ましい結果は、対話の参加者が「過去と現在にわたり、敵対者を取り巻いてきた諸要因がどういうものだったのか、という全体性」を認識し、「その複雑な環境のなかで、互いに難しい選択をしていた」ことを理解するとき、もたらされるだろう、と考えられている (Fisher [2001: 33])。

自己アイデンティティないしはイメージの変容は、和解の連続モデルにおいて不可欠の段階である。というのも、紛争当事者はしばしば——たとえ加害者側であったとしても——対立者こそが加害者であるとみなし、自分たちは防衛的な反応をしたにすぎない、と考えるからである (Fisher [2001: 37] ; Kelman [2008: 24-25])。それゆえ、連続モデルは、以下の問いに対して、部分的にはあるが答えを提示することになっている。なぜ紛争当事者たちは対話を始めるのを嫌がるのか？ なぜ彼らの対話は深まらないのか？ そうした点に答えることによって連続モデルは、対話と相互理解を直接に因果関係で結んでしまう、一般的な期待とは区別されるのである。

他方、こうした望ましい段階が保証されるには、調停者の役割が決定的であるとも考えられており (Fisher [2001: 35])、この点で連続モデルの発想は、修復的司法やその他の調停プログラムの考え方に近い。しかしながら、和解の理念が不安定な権威によってかかげられている紛争後の社会状況においては、そうした調停者を確保することは必ずしも期待できない。たとえばTRCは——移行期の政府機関であればどれも似たようなものだが——警察力などを背景に、人々の信頼と服従を期待できる組織ではない。それは民主的な社会における司法当局とは大きく異なるものなのである (Boraine [2000: 53-61] ; Chapman [2009: 144] ; Hayner [2001: 44] ; Norval [2007: 211-212])。そこに、和解という社会的目標の正当性が人々に受け入れられない、というリスクが存在する。そうした否定的反応を前にして、連続モデルの上記 (a) は十分に成立しないだろう。とはいえ、より小規模な、地域に根ざした、参加者が第三者による調停に対して直接同意を表明でき、調停セッション

ンを繰り返し行いうる環境においては、連続モデルは依然として有効であろうと思われる。アメリカやニュージーランドで行われてきた修復的司法プログラムを想起できる⁷。

しかし、南アフリカと北アイルランドで和解のプロジェクトに従事してきた Brandon Hamber は、「目的として和解を位置づけるやり方はうまくいかない」(Hamber [2002: 66]) といい、連続モデルの考え方を地域コミュニティのプログラムに適用する姿勢にも留保をつける。このモデルに対する根本的な批判は、個人間に適合的な発想を社会的・集合的なレベルに拡大して適用することが妥当なのかどうか、というものであり (Chidester [1999]; Nagy [2004]; Schaap [2005]; Wilson [2001])、「擬似心理学的な国民の癒し」言説は「国民が集合心理を共有している、という不適切な意味づけ」によるものだ (Hamber [2002: 66])、と指摘されるのである。

2. 結合モデルのメリットと限界

現在のところ、集合レベルにおける和解の議論において、実証的な検討を可能にするという意味で、もっとも説得力をもっているのが、和解の結合モデルにみられる考え方であると思われる。この枠組みを採用する論者は、「誰がどうなる」や「何が実現する」といった考え方の延長上に出てくる結果をもって和解の語を定義することはない。その代わりに、和解とはある特定の諸要素の組み合わせを包含する概念なのだ、とする (Hamber and Kelly [2009: 291])。James Gibsonは和解の現象の独自性を、superordinate (上位語、すなわち「種」に対する「類」) という用語を用いて説明する。それは「政治的かつ人種的な寛容性、人権の擁護、政府機関の正当性、を包含する傘」なのだ (Gibson [2009: 176])。彼は、和解を説明するための基本的な結合について、次の4つを条件として列挙している。

(1) 異なる人種に属する人々が互いを信頼するという意志をもつ、(2) 人々が互いに我慢することに合意する、(3) 法の支配の原則を厳格に適用し、法の普遍性を承認する、(4) 新政府の主要な機関の権限を認知し、かつ受け入れる⁸ (Gibson [2004: 12-13]; Gibson [2009: 176, 179-180])。Hamberも同じ方法論を共有し、5つの要素を挙げる。それらは、(1)

⁷ たとえば、ボスニア＝ヘルツェゴビナで、ここでいう連続モデルにもとづいたワークショップが行われ、セルビア人の参加者がクロアチア人の役を与えられロールプレイを行った際のレポートとして Haider [2009]。同様に、北アイルランドにおいて連続モデルを援用した民間の取り組みについて Aiken [2010]。

⁸ 最近では、紛争時に行われた組織的・社会的な不正や、そこに起因する格差の是正を、和解へ向けた取り組みの重要な要素だと考える議論も増えている (Laplante [2008]; Mani [2008]; Miller [2008])。そこでは、TRC や国際法廷は、組織的に行われた経済的な不正義を適切に取り扱うことができず、限られた人間を対象とする刑事犯罪に関する責任のみを問うている、と批判される。こうした「紛争経済」と和解をつなげる議論も、結合モデルの変形に位置づけられる。

共通のビジョンを発展させる、(2) 過去を認知し、なんらかの形で取り扱う、(3) 積極的な関係構築、(4) 文化的かつ行動上の重要な変化、(5) 社会・経済・政治の分野における(平等や公平性などに関する)根本的な変化、の5つである⁹(Hamber[2009: 159-161])。

結合モデルの発想を共有する立場のあいだでは、いくつの要素を組み合わせるかという点で論者によって違いがあり、IJRによる調査では6つ(Institute for Justice and Reconciliation [2009])が、またAudrey Chapmanによる、より具体的な提案では7つ(Chapman [2009: 161-164])が、それぞれ設定されている。結合モデルの議論の特徴は、法の支配を確立すること、政府機関の正当性を人々に受容させること、社会経済的な不平等を是正すること、などを、社会レベルにおける和解の程度を判定する際に要件として挙げていることであり、この点において、先の連続モデルにおける議論とは大きく異なっている。この視点については、南アフリカでTRC設置が議論されていた際に、人々の多くが「和解より先に社会的不平等の是正に着手すべき」と主張していたことを思い出せば、その議論の妥当性もうかがえる。

Gibsonは和解の意義を、その道徳的な価値からではなく、「南アフリカが民主的な移行を確実にするのに寄与するであろう」と思うがゆえに擁護する(Gibson [2004: 6])。つまり、結合モデルは和解に関する議論を、より広い、移行期正義の文脈に拡大するのである。この手法は、各国で行われた和解の事例を、相互比較させる際に有効である。しかし一方で、この議論には理論的なパラドックスもひそんでいる。Chapmanが指摘するように、結合モデルの論者たちは、「何が和解(注:の問題)であり、何がそうでないのかの境界線の定義をあいまいにしている。それはまた、和解の前提条件と和解の中心的な構成要素の区別もあいまいにしている」(Chapman [2009: 151])。言い換えればこういうことである。結合モデルは、人権の文化や政治的に公正で安定した状態の出現など、より広い社会現象のなかに和解という概念を位置づける。これによって、ある望ましい社会状態にどれだけ近づいているかを判定する際に有用な基準を提供することになった。しかし、そのことは一方で、和解の政治から生じる特有の社会現象を把握することにはなっていない、と。

さらに問題なのは、和解の活動は人々からつねに肯定的な反応を引き出すわけではない、ということである。ポストTRC期の南アフリカを参照すれば、IJRによって毎年行われてきた調査では、Gibsonによって提起された指標の4つのうち3つが改善していないことになる。すなわち、(1)異なる人種に属する人々が互いを信頼するという意志をもつ、(2)人々が互いに我慢することを合意する、(4)新政府の主要な機関の権限を認知し、かつ受け入れる、の3つである。Hamberも同様に、彼の基準からすれば、「南アフリカは(1)

⁹ 5つの要素間の関係について、以下の留保もつけられている。「それぞれが緊張関係におかれることもある(...)和解とはこうした複雑なパラドックスに取り組んでいく過程なのだ」(Hamber and Kelly [2009: 293])。

と(2)はよいが、(3)と(4)については中程度かそれ以下、(5)はまったくだめ」(Hamber [2009: 161])ということになる。これは、こうした指標を設けたとしても、特定の要素についてはいつも低評価にとどまる可能性も示唆している。

あるいはHugo van der MerweによるTRC批判のなかで主張されるように、TRC(やその他の和解プロジェクト)は、ローカルの文脈に集中すべきであり、それはローカルのNGOとの密接かつ長期的な関係のもとで実施せねばならない、のかもしれない。この批判を受けて、潤沢な(人的・経済的)資源とともに、人々のニーズをあまねくプログラム化することができれば、包括的な現象としての和解は可能になるのかもしれない。とはいえ、そうした資源が紛争後の社会で継続的に安定供給できるものなのかどうか。仮にこうした疑念が払拭されたとしても、次のような疑問が付随する。さまざまな政治勢力による持続的なTRC批判や社会集団間の敵対意識の継続、そして人々による政府機関に対する不信は、理論上問題にならない偏差として処理してよいのだろうか? 十分な資源とともにローカルのネットワークを動員し、社会的不平等の是正を奨励——これは必ずしもTRCの権限に該当するものではないが——すれば、結合モデルの提起する「望ましい組み合わせ」は実現するのだろうか?

TRC活動期に南アフリカの元黒人居住区でフィールド調査を行ったRichard Wilsonは、次のように観察した。「人々は人権侵害公聴会と補償手続きの場において、与えられた役割をプラグマティックに演じていた。けれども、TRCが訴えていた人権の価値観は必ずしも受け入れていなかった」(Wilson [2001: 152])。これについて、Wilsonの観察した人々の反応は一時的なものであり、長期的な観点における何らかの一般性は引き出せない、という見方もあるだろう。しかしWilsonは「日常的抵抗」や「支配的イデオロギーの仮説」といった視点を参照しつつ、その観察を「人々は政治的・経済的なプロセスにプラグマティックに参加するが、その社会や国家装置が提供する支配的な価値は必ずしも受け入れない」という一般的な仮説と重ねて論じる(Wilson [2001: 151])。もしこの前提から和解の活動の効果に関する議論を始めれば、次のようになる。社会的に和解を推進しようとする公的な取り組みは、つねにさまざまな不同意、根強い不信、そして持続的な論争を生み出すことになるだろう、と¹⁰。これは「和解の語・和解の政治に特有の現象を取り逃がす」という批判とともに、結合モデルに対する根本的な理論的課題である。

¹⁰ たとえば(Botha [1998] : Thoms [2010] から引用)は、複数の真実委員会を比較することで見えてくるのは、真実委員会は低強度の反発を持続的に伴うということだ、と述べている。

第2節 和解概念に対する触媒アプローチ

1. 和解の言説と活動は社会に何をもたらすか：破滅的な抗争から持続的な対立関係へ

GutmannとThompsonは、中絶をめぐる道德、死刑、予防戦争、健康保険といった問題はすべて熟慮 (deliberation) ——公共の場における継続的な議論——によって結論を出す (べき) 対象ではない、という (Gutmann and Thompson [2004: 14, 21])。そして、紛争後あるいは移行期の社会における和解の問題も同じカテゴリーに収められる。にもかかわらず、GutmannとThompsonは熟慮の意義を擁護する。「真実委員会が生み出す民主的な相互関係 (democratic reciprocity) のうち最も重要なものの一つが、(…) 私たちが道徳的不同意の交換原則 (principle of the economy of moral disagreement) と呼ぶものである」(Gutmann and Thompson [2000: 38])。民主的な相互関係は、その原則として、参加者に対して、異なる意見や相互の不同意を交換することのみを要求する。論争中の当事者たちが同意することは必ずしも本質的なこととされない。GutmannとThompsonは、南アフリカのように深く分断された紛争後社会では、こうした見方は単に現実的なだけでなく、望ましいものなのだ、と論じる¹¹。Erik Doxtaderもまた、和解の言説が紛争関係の性質を変化させるきっかけになる、というシナリオを肯定的に論じる。「和解を訴えることは、語りだすきっかけを作り出す(…) それはレトリカルな発明なのであり、敵意を正当化しあう状態を、生産的な対立関係 (productive opposition) が生じうる状態へと転換するのである」(Doxtader [2009: 288-289])。

このように、不同意 (disagreement)、不満 (discontent)、不信 (distrust)、反発 (resilience) ——いずれも、紛争当事者同士のみならず、TRC に対しても向けられた——は、“power of political rhetoric” (Doxtader [2009])、 “deliberative democracy” (Gutmann and Thompson [2004])、 “aversive democracy” (Norval [2007])、そして “agonism” (Schaap [2005]) といった観点から、意義のある兆候として再規定される。というのも、それらは深い意味において民主的な状況あるいは民主的な「エートス」 (Norval [2007: 213]) の存在ないしは浸透を示すものだとされるからである。

南アフリカの TRC に限らず、他国におけるその先例、さらには継承者のすべてが、その活動に際して和解の定義を公式に行ってこなかった事実が、生産的な対立関係が生じると推論する根拠となっている。言い方を変えれば、正統な定義を欠くことによって、和解の

¹¹ この点に関して、たとえば次のように推論することは可能である。仮に論争が何らかの合意に至らなくても、NGO が政府による対策の不備を補う取り組みを行い、市民社会のネットワークが発展するかもしれない。こうしたこともまた、公式の解決なしの熟慮から引き出される肯定的な結果のひとつとして考えられる。

意味または可能性に関する多様かつ持続的な論争を引き出すことになるのである。Doxtader が「和解が要請されることで、ある話し方が共有されることになる」(Doxtader [2009: 286]) というとき、そこでは和解という語に関する共通了解の欠如すら「個人的または集合的な(相互)行為と生産的な(不)同意」(Doxtader [2009: 20]) の場を作り出すことになる、と考えられている。そして、そうした場において「和解(注: の言説)は、人々が互いの政治的な協同の条件と可能性を議論しあうための共通の語彙を与える」(Schaap [2005: 13]) わけである。ここでは、和解という言葉の通常の使い方は反転させられている。Doxtader はこうした立場を簡潔にまとめている。「私は南アフリカでの和解の取り組みが「うまくいったのかどうか」という質問には答えないことにしている(…)それは非常に間違った問いなのだ、ということをも主張しているのだ」(Doxtader [2009: 24])。連続モデルの論者を含め、多くの人々は、「和解が究極のゴールである(ありうる)」という暗黙の了解にもとづいて議論をする傾向がある。その前提に基づいた議論では、和解の語が公式に定義されないことは否定的に評価されることになる(Van der Merwe and Chapman [2008: 254])。和解の定義を欠くことは、公的なプロジェクトのゴールを指し示さない、不作為(Duffy [2010: 34])として受け止められるのである。

反対に、DoxtaderとSchaapの考察は、和解の言説と活動は、公式の定義を欠いていても特有の社会現象をもたらさう、というものであり、それは連続モデルと結合モデル——いずれも「本当の和解」に至るための根本的な条件を探ろうとする——とは明確に区別されるものである。Doxtaderらの視点は、TRCは社会的な凝集性や安定した民主的な状況を促進する際の出発点にすぎず、したがって「否定的な」意識調査の結果はそれ自体として、和解の活動を評価するうえで致命的なものとはならない、と認識している。本論は「和解の言説と活動が社会状況をどのように変えるのか」を検討するこうした立場を触媒アプローチ(catalyst approach)と呼ぶ。このアプローチが提起する議論において、和解の理念は社会変化のための触媒として機能する、と考えられるのである¹²。

触媒アプローチの理論家たちは、和解をめぐる論争の生起に、人々が民主主義的な主体として立ち現れる「熟慮民主主義」や「アゴーン」の形成を見て取る(Norval [2007: 200])。Schaapによれば、そこでの主体は単に控えめな存在としてあるわけではなく、アーレントのいうcivil friendshipのふるまいを示す。積極的かつ論争をいとわない姿勢で他者と向き合い、「他者は敵対する者ではなく競合する者」(Mouffe [2005: 4, 10, 22])となる。紛争によって激しく分断された社会における人々の被害の記憶やトラウマの兆候、長引く憎

¹² 和解政策と関連する真相究明に関して同様の視点を展開する議論としてIsaacs[2010]。そこではグアテマラにおける真相究明プロジェクトが失敗だったとしつつも、その過程で先住民の政治的権利を求める運動が再活性化した点を指して、別の社会的効果が生じたと評価している。

悪を考慮するなら、触媒アプローチがそうした側面を理論的な検討対象に含めたことは評価されねばならないだろう。

しかしながら、ここにも留保すべき点はある。公式に提示された和解の理解——TRC を通じて元敵対者と対話し、赦すことを要求し、また国民の癒しのために和解の必要性を唱える——を受け入れなかった者は、本当に民主主義的な主体として行為していたのか？ TRC 分析部長を務めた Charles Villa-Vicencio は、人々の直面するディレンマについて、次のように書いた。「南アフリカ人の多くは和解についてアンビバレントな気持ちを抱いている。和解の必要性を認識する立場と、それに対するまったくの無関心のあいだで引き裂かれている」（Villa-Vicencio [2003: 33-34]）。

闘技的民主主義の理論家たちは、理性的な主体をあえて擁護する。その主体は、対立する相手が敵対的な意見を表明する機会が保証される場を、憎悪の残存する移行期の社会においても、承認する。そうした主体が成立する特別な場が、TRC を通じて醸成される、と考えるのである。けれども、Wilson が報告した「プラグマティックにふるまい、抵抗する」主体や Villa-Vicencio の指摘する内面的な分裂を考慮するならば、「民主主義的な主体」の想定は、その状況における人々のありように適合するものといえるだろうか？

Norval は「ハーバマスを支持する論者とは違って、ポスト構造主義者は民主主義的な言説を可能とする規範的な前提条件や基礎が何か、といったことにこだわらない（…）agonistic and antagonistic politics の理論家たちはそうした倫理的で文化的な問い自体を検討する必要性を強調する」（Norval [2007: 39]）という。にもかかわらず、agonistic politics の概念をポスト TRC の南アフリカ社会に適用する議論は、そうした規範的で倫理的な前提を、人々の主体性ないしは行為の動機として持ち込んでいるようにみえる。たとえば次のように考えることができる。通常、人々が誰かと対立し、深刻な不一致に直面した際に暴力にうったえないのは、必ずしも敵対者の政治的権利を承認しているからではなく、暴力をもちいることで、彼らが巻き込まれた状況がややこしくなることが分かっているからしただけだ、と。また、人々は通常、和解の意味について自発的に議論を始めたりしないだろう。むしろ、和解の政治がすでに始まっており、気づいたときにはそうした場におかれているのである。そこでは、Villa-Vicencio が指摘するようなディレンマに注目する必要がある。TRC 設置後、深刻な武力衝突——1990 年代前半の南アフリカでは頻発していた——に後退しなかったという事実は、それ自体が民主主義的な主体の成立を示唆するものとはいえない。政治的な共存（特定の政治集団同士の取り引き）ではなく、社会的なレベルにおいて和解を追求することの効果を議論するのであれば、触媒——すなわち、あいまいな和解の理念——から引き出されてくる非理性的な要因や、理性的な行為から逸脱する側面にも目を向ける必要がある。

2. 欲望が喚起する社会的な凝集性と共存状態

以下の議論は触媒アプローチの立場を途中まで採用する。まず、和解の概念はつねに定義されず、その語に関する論争が継続することの意義を認識する。そして人々の示す不同意に注目しつつ、「持続する論争・対立をもたらす要因は何なのか」という点において、熟慮民主主義や agonism の議論から分岐する。ルネ・ジラルルの考察を参照し、欲望の概念を上記の論争・対立に関する議論に持ち込むことで、本論は和解政策以後に持続する対立関係とその要因・帰結に関して、従来のものとは異なる理解を提示する。

触媒アプローチは人々の不同意に注目するが、それは一元的な性格のものではない。また、不同意はさまざまな形で表明されるが、それはまったく無軌道に行われるわけでもない。Schaap は、和解の概念と、南アフリカの人々がそれに対して反対する仕方に特有の関係を次のように指摘した。「人々は、和解がどのような形をとるべきか、和解の語がどのように認識されるべきか、といった点については同意しない傾向にある。しかし、アパルトヘイト体制に対して保守・ラディカルの両極に位置する立場を採る両者ですら、変化する政治状況のなかでは、和解が望ましい社会的な善である、ということには同意している」(Schaap [2005: 12])。

和解の理念を受け止める際のこうしたアンビバレンスは、ポストTRC期の南アフリカにおいて広範に見受けられた。和解の理念は支持するが、TRCは批判する、といったように(Foster et al. [2005: 238])。政治の場では、さまざまな留保の仕方が表明された。「われわれの運動の正当性や政治的要求が適切に受け入れられるようになるまで、和解はない」(ANCおよびPACの活動家、Krog [1998: 379-381])。「和解という考え自体はよいのだが、今の状態において敵対者に対してその考えを受け入れるわけにはいかない」¹³。「和解には同意できるが、真相究明を優先させるべきだ」(Jeffery [1999])。「和解するには被害者に補償が行われる必要があるだろう。でもそれは現在のANC政府が行うべきだ。なぜならわれわれは「正戦」のなかにあったのだから」(旧国民党、*Saturday Star*, 31 August 1996)。こうした状況は、TRC活動期に、TRCに差し向けられた批判を描いたZapiroの風刺画にも描かれている。

¹³ ドゥドゥザ人権侵害公聴会の参加者によるコメント。筆者によるインタビュー(1997年2月4日)。

図 日刊紙 *Sowetan* に Zapiro が描いた風刺画。



(出典) Verwoerd and Mabizela [2000: 34]

風刺画のなかで、TRC 議長のツツは、和解のシンボルであったマンデラ大統領のところへ、真実を集めるという任務を何とかこなしてやってきたところである。ツツはさまざまな政党から矢を浴びているが、致命傷はない。この風刺画も示すように、多くの南アフリカ人は必ずしも和解をめぐるすべての事柄に反対していたわけではなく、和解という方向性は重要だと認識していた。しかし、和解の理念が現実化する際の単一のイメージは拒否したのである。和解の語に対する公式の定義がなく、TRC の制度的な正当性が確固たるものでなかったことも、そうしたアンビバレンスが生じる理由となった。Schaap は、そうした状態を伴って和解の政治が行われている状況について、次のように論じた。その状況は、「「いまだ到来していないコミュニティ」あるいは「いまだ顕現していない私たち」をもたらす。そこでは「和解への期待が生じ、agonistic な関係が継続する」(Schaap [2005: 4, 6, 83])。和解という抽象的な理念は、本来的にそうした機能を有しているとみなされるのである。

けれども、持続的な agonism——人々が暴力的な解決に走らないことを含む——が、和解概念の特殊な性格から直接生じるものであるのかどうか、は依然として議論の余地がある。おそらくは和解の解釈に関して多様な人々が、どのようにして「いまだ到来していないコミュニティ」に接するのか？ 人々は、どのように自身をそのコミュニティと同一化するのか？ もし人々がある種の「想像の共同体」を共有するのであれば、agonism がその議論のなかで保証する複数性は消えてしまうのではないか？ あるいは、人々が agon に関わり続けさせるその他の要因があるのか？

本論は、和解に対する人々のアンビバレンスに対して、別の解釈を提案する。その状態は、民主主義的な相互関係や永続的な agonism ではなく、「欲望の三角形」(ルネ・ジラール)をもたらす、と推論するのである。「TRC が国民性、国民のアイデンティティ、歴史、真実、正義等の性質をめぐる論争の場をつくりだす」(Norval [2007: 206])とき、その論争は、その場の参加者に対し、こうしたテーマに関して、対立する立場に優越しつ

つも、敵対者の立場をも包括する視点を発展させるよう求める。本論の推論はそこから、紛争当事者が、国民性、国民アイデンティティ、歴史、真実、正義といったテーマに関して、対立する立場に優越し、かつ包括的な視点を主張し、所有することの欲望を抱く段階を想定する。

それでは、この議論は、agonistic な状況に対して、どのような仕組みで欲望の概念を取り入れられると考えるのか？

「人はいつも欲望を、主体と対象を結びつける単純な直線で表現する」が、ジラールにいわせれば、自発的欲望と思われているものは、欲望する主体に影響を及ぼす媒体の欲望を模倣しているにすぎない（Girard [1976: 2, 7]）。まず、欲望は主体が固有に抱くものではないと考えられるわけである。「ライバル関係というのは、二つの欲望が偶然ひとつの対象に収斂することで生じるわけではない。むしろ、ライバルがその対象を欲望しているがゆえに、主体もそれを欲望するようになるのである」（Girard [1977: 145]）。こうして、欲望する主体と模倣される媒体、そして欲望の対象による「欲望の三角形」構造が構成される。主体と媒体は、「互いに他者を模倣しあい、にもかかわらず自身の欲望はライバルに先行するものだと言い合う」（Girard [1976: 99]）。ジラールは、媒体や欲望の対象が抽象的なものであっても成立すること、主体の媒体に対する意識がつねに矛盾したものであること、そして欲望の対象はつねに安定的に所有されることがないこと、を指摘する（Girard [1976: 4, 40, 88-89]）。

この「モデル＝ライバル関係」と「欲望の三角形」が紛争当事者のあいだに作り出されるならば、当事者が容易にその agonistic な場から退出できない状況がうまれる。この議論において、人々は和解を積極的に、あるいは自発的に追求するわけではない。また、当事者は和解の規範的な側面や理念的な性格を否定することはできないが、その語の解釈や意味をめぐっては、受け身で従属的な姿勢を採るわけではない。ジラルールの欲望論を適用する際に欲望対象の位置を占めるのが、国民性、国民アイデンティティ、歴史、真実、そして正義といったテーマ「に関する、他に優越し、かつ包括的な理解」である。

正統なる集合的アイデンティティや歴史に関するより優れた理解に対する欲望は、論争を通じて浸透する、と考えられる。欲望の三角形を構成する当事者は、自分たちに独自の立場を堅持する一方で、最終的には対立する側から同意を引き出さねばならない。これは時間を要する難しい課題であり、和解に関する持続的な関係が生じる余地が生じる。人々は、自ら望んだわけでもない関係に巻き込まれ、その相手に対し依然として敵意や不信を差し向けている。とはいえ、非理性的な要因——欲望——のために、彼らはその関係を容易に放棄することはできない。当事者間のディレンマと緊張は残存するが、ジラールが言

うように¹⁴、そのことが破滅的な結末に直接結びつくものでもない。模倣欲望を介したモデル＝ライバル関係は、持続的なバランスの可能性を示唆するのである。

それでは、モデル＝ライバル関係に着目するこの議論は、agonistic politics や deliberative democracy のそれとはどのように異なるのか？ Schaap は「いまだ到来していないコミュニティ」がアゴーンの参加者に共有される状態を想定する。参加者は、そのコミュニティについて異なるイメージを抱いているかもしれないが、そのコミュニティは永続的な虚構として措定されており、Mouffe がいうところの「それが実現しない限りにおいて善として存在するもの」（Mouffe [2005: 149]）と同様のものとして説明されている。この見立ては、人々が和解に対してアンビバレントな姿勢を見せる実態に対応している。しかし、その見立ては、アゴーンの参加者がそもそもアゴーンに参加し、かつ関係を持続させる要因を説明していない。そこでは、何が参加者を「やさしい無関心」（Schaap [2005: 5]）へと後退するのを押しとどめるのか？ 民主主義的なエートスを内面化するという仮定は、紛争後社会の集合意識に適合するものなのか？

他方、モデル＝ライバル関係を援用する議論は、敵対者に対する憎悪やトラウマが残存するなかで敵対者との共存を要請される状況におかれた人々の内的な分裂状態を前提とする。新たに設けられた論争と対立の場では、ジラールの表現を用いるならば、彼らは互いに、国民性や国民アイデンティティ等に関する、包括的であり、他より優れた解釈フレームを欲望しているかのようにふるまう。しかし、その実態としては、同一の対象をめぐって他を模倣することを欲望し、あるいはそれに固執する関係における新たな紛争状態が出現する、と推論した。

敵対関係を、上記のような（非理性的な）競合関係へと転換する際の重要な要因は何か？ まず、敵対者は、他方の苦難の理由であり、仕方なく共存しなくてはならなくなった相手である、という点が挙げられる。そして、論争の渦中にある参加者は、自分たちの置かれた状況について、敵対者も含めた包括的な意味付与を行わねばならない。自分たちの優越する立場を維持しつつ、最も敵対してきた相手方の同意を引き出さねばならないというディレンマがモデル＝ライバル関係が生じる素地をつくる。社会的凝集性という点からすれば、その関係は悪化するリスクを内に含みつつも、持続的な緊張関係をもたらさう、と考えられるのである。

¹⁴ ジラールはかつて、触媒としての「模倣欲望」について「もしスケープゴートが見つからず、模倣のプロセスが中止させられないと、コミュニティ全体が破滅することになる」（Girard [1977: 148]）と述べていたが、のちにより柔軟な立場を採用するに至った。そこでは、模倣欲望は、誤った方向性へ進むのでない限り、元来、害のあるものとはいえず、それ自体人間性の一部なのだ、と考えられている。人間は、食や睡眠をやめることができないように、模倣的な行為をやめることができないのだ、と（Girard and Treguer [1994: 70]）。彼はまた、伝統の存在などは模倣の肯定的な効果なのだとしており、模倣欲望は集合レベルにおいても適用できる、と考えている。

ジラールの欲望論を参照する触媒アプローチのメリットは、そのアプローチを通じて、「和解政策の特質は、人権や社会正義、相互理解の追求、あるいは民主化の達成——これらはどれも、無条件に善であり安全なものとなりがちだが——といった用語やカテゴリーに限定されるものではない」という点を強調できることである。和解政策の特質は、元敵対者間の集合的關係に影響を与える可能性がある点からも評価できる、と考える¹⁵。この推論においては、意識調査の否定的なデータは、紛争後の人々が直面するディレンマと難題に関する質問を単純に分類するものであり、さらなる検討対象となる。真実や（敵対者も含めた）「われわれ」アイデンティティを模索し、所有する欲望は、和解のプロセスに巻き込まれた人々が自発的に選択するものではないかもしれないが、本論の提起する仮説が現実化すれば、従来、ドナー機関や国際社会が期待してきたものとは異なる形で、和解政策が社会的な凝集性を促進する実態が把握されることになるだろう。和解のプロジェクトが当該社会に何をもたらすのか、という問いは、単純な因果関係にもとづく期待の外部で、より一層分析的な視点を要するのである。

おわりに

紛争後社会における社会的凝集性は、脆弱で否定的な要因を不可避的に有することになるだろう。民主主義の手続きや法の支配は、紛争が終焉しても短期間で確立しない。そうした社会における社会的凝集性に関する問いかけは、特有の問題と難しさをともなう。こうした問題と難しさは、和解の理念を適用する際に、どのような影響を与えるのか？

この問いを検討するにあたり、本論は、先行研究のうち主要な理論的立場を連続モデルと結合モデルのカテゴリーから整理し、その上で *agonistic politics* や *deliberative democracy* といった触媒アプローチの議論に注目し、それを敷衍することを試みた。それらの議論は、法規範が機能不全の状態にあり、社会構成員のあいだで相互不信が持続している状態を理論的な考察に取り込んでいる点で、和解政策実施後の課題にも対応していると思えるからである。そして、これは紛争後ないし移行期の社会に共通してみられる根本的な課題であるといえる。そして、欲望の三角形構造を参照する議論は、論争と熟慮の過程において民主主義的な主体が形成されるのかどうか、という疑問を分岐点として展開した。モデル＝ライバル関係の実証的な適用可能性は、本論の範疇をこえるものであり、ここではわずかに「定義されない和解のプロジェクトに巻き込まれた人々が変化する可能性」の方向性を指し示したにすぎない。しかしながら、触媒アプローチは、人々のディレンマと不可避的な共存状態を議論に取り込んだことで、紛争後社会における持続的な社会的凝集性を、従

¹⁵ 注 10 を参照。

来とは異なる角度から議論するきっかけを提起した、と考える。この視点が実証分析に応用される際には、（連続モデルが想定するような）人々の心理学的な変化や、（結合モデルが行うような）法の支配の浸透といった論点に立ち入ることなく、元敵対者同士の行動上に見出される模倣の概念を、どういった基準に変換するかが鍵となる。意識調査の「否定的な」数値も、人々の不信や長引く憎悪の隠れた側面についてより検討を加えることを要求しているのである。

参考文献

- Aiken, Nevin T. [2010] “Learning to Live Together: Transitional Justice and Intergroup Reconciliation in Northern Ireland,” *The International Journal of Transitional Justice* 4: 166-188.
- Boraine, Alex [2000] *A Country Unmasked: Inside South Africa’s Truth and Reconciliation Commission*, Oxford and New York: Oxford University Press.
- Botha, Belinda [1998] “Truth Commissions and Their Consequences for Legitimacy.” (PhD dissertation, University of Houston)
- Chapman, Audrey R. [2009] “Approaches to Studying Reconciliation,” in H. Van der Merwe, V. Baxter and A. R. Chapman eds., *Assessing the Impact of Transitional Justice: Challenges for Empirical Research*, Washington, DC: United States Institute of Peace Press, pp. 143-72.
- Chidester, David [1999] “Stories, fragments and monuments,” in J. Cochrane and J. De Gruchy eds., *Facing the Truth: South African Faith Communities and the Truth and Reconciliation Commission*, Claremont, South Africa: David Philip Publishers, pp. 132-141.
- Dancy, Geoff [2010] “Impact Assessment, Not Evaluation: Defining a Limited Role for Positivism in the Study of Transitional Justice,” *The International Journal of Transitional Justice* 4: 355-376.
- Doxtader, Erik [2009] *With Faith in the Works of Words: The Beginnings of Reconciliation in South Africa, 1985-1995*, Claremont, South Africa: David Philip Publishers.
- Du Bois, François, and Antje Du Bois-Pedain [2008] “Post-Conflict Justice and the Reconciliatory Paradigm: The South African Experience” in F. Du Bois and A. Du Bois-Pedain eds., *Justice and Reconciliation in Post-Apartheid South Africa*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 289-311.
- Duffy, Aoife [2010] “A Truth Commission for Northern Ireland?,” *International Journal of Transitional Justice* 4: 26-46.

- Fisher, Ronald J. [2001] "Social-Psychological Process in Interactive Conflict Analysis and Reconciliation," in M. Abu-Nimer ed., *Reconciliation, Justice, and Coexistence: Theory and Practice*, New York: Lexington Books, pp. 25-46.
- Freeman, Mark [2006] *Truth Commission and Procedural Fairness*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Foster, Don, Paul Haupt and Marésa De Beer [2005] *The Theatre of Violence: Narratives of Protagonists in the South African Conflict*, Cape Town, South Africa: HSRC Press.
- Gibson, James L. [2004] *Overcoming Apartheid: Can Truth Reconcile A Divided Nation?*, New York: Russell Sage Foundation.
- Gibson, James L. [2009] "Taking Stock of Truth and Reconciliation in South Africa: Assessing Citizen Attitudes through Surveys." in H. Van der Merwe, V. Baxter and A. R. Chapman eds., *Assessing the Impact of Transitional Justice: Challenges for Empirical Research*, Washington, DC: United States Institute of Peace Press, pp. 173-190.
- Girard, René [(1961) 1976] *Deceit, Desire and the Novel: Self and Other in Literary Structure*, London: The Johns Hopkins University Press.
- Girard, René [(1972) 1977] *Violence and the Sacred*, London: The Johns Hopkins University Press.
- Girard, René, and Michel Treguer [1994] *Quand Ces Choses Commenceront....* Paris: Arléa.
- Gutmann, Amy, and Dennis Thompson [2000] "The Moral Foundations of Truth Commissions," in R. I. Rotberg and D. Thompson eds., *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions*, Princeton: Princeton University Press, pp. 22-44.
- [2004] *Why Deliberative Democracy?*, Princeton: Princeton University Press.
- Haider, Huma [2009] "(Re)Imagining Coexistence: Striving for Sustainable Return, Reintegration and Reconciliation in Bosnia and Herzegovina," *The International Journal of Transitional Justice* 3: 91-113.
- Hamber, Brandon [2009] *Transforming Societies after Political Violence: Truth, Reconciliation, and Mental Health*, New York: Springer.
- Hamber, Brandon, and Kelly, G. [2009] "Beyond Coexistence: Towards a Working Definition of Reconciliation." in J. R. Quinn ed., *Reconciliation(s)*, Montreal: McGill-Queen's University Press, pp. 286-310.
- Hayner, Priscilla B. [2002] *Unspeakable Truths: Facing the Challenge of Truth Commissions*, New York: Routledge.
- [2011] *Unspeakable Truths (second edition): Transitional Justice and the Challenge of Truth Commissions*, New York: Routledge.
- Institute for Justice and Reconciliation [2001] "Truth and Reconciliation Survey 2001." (CD-ROM). Cape Town, South Africa: Institute for Justice and Reconciliation.

- Institute for Justice and Reconciliation [2009] “SA Reconciliation Barometer: 9th Round Media Briefing.” Cape Town, South Africa: Institute for Justice and Reconciliation (http://sabarometerblog.files.wordpress.com/2009/12/sarb_report_final_draft1.pdf 2011年7月12日アクセス).
- Isaacs, Anita [2010] “At War with the Past?: The Politics of Truth Seeking in Guatemala,” *The International Journal of Transitional Justice* 4(2): 251-274.
- Jeffery, Anthea [1999] *The Truth about the Truth Commission*. Johannesburg, South Africa: South African Institute of Race Relations.
- Kelman, Harbert C. [2008] “Reconciliation From a Social-Psychological Perspective.” in A. Nadler, T. E. Malloy and J. D. Fisher eds., *The Social Psychology of Intergroup Reconciliation*, New York: Oxford University Press, pp. 15-32.
- Kriesberg, Lois [2001] “Changing Forms of Coexistence.” in M. Abu-Nimer ed., *Reconciliation, Justice, and Coexistence: Theory and Practice*, New York: Lexington Books, pp. 47-64.
- Krog, Antjie [1998] *Country of My Skull*, New York: Three Rivers Press.
- Laplante, Lisa J. [2008] “Transitional Justice and Peace Building: Diagnosing and Addressing the Socioeconomic Roots of Violence through a Human Rights Framework,” *The International Journal of Transitional Justice* 2: 331-355.
- Lederach, John Paul [1998] *Building Peace: Sustainable Reconciliation in Divided Societies*, Washington, DC: United States Institute of Peace Press.
- Mani, Rama [2008] “Dilemmas of Expanding Transitional Justice, or Forging the Nexus between Transitional Justice and Development,” *The International Journal of Transitional Justice* 2: 253-265.
- Miller, Zinaida [2008] “Effects of Invisibility: In Search of the ‘Economic’ in Transitional Justice,” *The International Journal of Transitional Justice* 2: 266-291.
- Moon, Claire [2008] *Narrating Political Reconciliation: South Africa’s Truth and Reconciliation Commission*, New York: Lexington Books.
- Nadler, Arie, and Nurit Shnabel [2008] “Instrumental and Socioemotional Paths to Intergroup Reconciliation and the Needs-Based Model of Socioemotional Reconciliation.” in A. Nadler, T. E. Malloy and J. D. Fisher eds., *The Social Psychology of Intergroup Reconciliation*, New York: Oxford University Press, pp. 37-56.
- Nagy, Rosemary [2004] “The Ambiguities of Reconciliation and Responsibility in South Africa,” *Political Studies* 52: 709-27.
- Norval, Aletta J. [2007] *Aversive Democracy: Inheritance and Originality of the Democratic Tradition*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Quinn, Joanna R. [2009] “What of Reconciliation? Transitional Mechanisms of Acknowledgement in Uganda,” in J. R. Quinn ed., *Reconciliation(s)*, Montreal: McGill-Queen’s University Press, pp. 174-206 .
- Rasmussen, J. Lewis [2001] “Negotiating a Revolution: Toward integrating Relationship Building and Reconciliation into Official Peace Negotiations,” in M. Abu-Nimer ed., *Reconciliation, Justice, and Coexistence: Theory and Practice*, New York: Lexington Books, pp. 101-28.
- Rigby, Andrew [2001] *Justice and Reconciliation: After the Violence*, London: Lynne Rienner Publishers.
- Riek, Blake M., Samuel L. Gaertner, John F. Dovidio, Marilyn B. Brewer, Eric W. Mania and Marika J. Lamoreaux [2008] “A Social-Psychological Approach to Postconflict Reconciliation.” in A. Nadler, T. E. Malloy and J. D. Fisher eds., *The Social Psychology of Intergroup Reconciliation*, New York: Oxford University Press, pp. 255-74.
- Schaap, Andrew [2005] *Political Reconciliation*, New York: Routledge.
- Siani-Davies, Peter, and Stefanos Katsikas [2009] “National Reconciliation After Civil War: The Case of Greece,” *Journal of Peace Research* 46(4): 559-75.
- Thoms, Oskar N.T., James Ron and Roland Paris [2010] “State-Level Effects of Transitional Justice: What Do We Know?” *The International Journal of Transitional Justice* 4: 329-354.
- Van der Merwe, Hugo [2003] “National and Community Reconciliation: Competing Agendas in the South African Truth and Reconciliation Commission.” in N. Biggar ed., *Burying the Past: Making Peace and Doing Justice after Civil Conflict*, Washington, DC: Georgetown University Press, pp. 101-24.
- Van der Merwe, Hugo, and Audrey R. Chapman [2008] “Did the TRC Deliver?.” in A. R. Chapman and H. Van der Merwe eds., *Truth and Reconciliation in South Africa: Did the TRC Deliver?*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, pp. 241-79.
- Verwoerd, Wilhelm, and Mahlubi C. Mabizela [2000] *Truths Drawn in Jest: Commentary on the Truth and Reconciliation Commission through Cartoons*, Cape Town, South Africa: David Philip Publishers.
- Villa-Vicencio, Charles [2002] “Reconciliation as a Metaphor.” in L. Holness and R. K. Wustenburg eds., *Theology in Dialogue: The Impact of the Arts, Humanities, and Science on Contemporary Religious Thought*, Claremont, South Africa: David Philip Publishers, pp. 224-44.
- Wilcox, Luke [2009] “Reshaping Civil Society through a Truth Commission: Human Rights in Morocco’s Process of Political Reform,” *The International Journal of Transitional Justice* 3: 49-68.

Wilson, Richard, A. [2001] *The Politics of Truth and Reconciliation in South Africa: Legitimizing the Post-Apartheid State*, Cambridge: Cambridge University press.